

令和
8
年度

青森市 中小企業者向け融資制度

青森市融資制度

★ 地場産業振興資金

市内での設備投資資金を要するかた

★ 協同組合等振興資金

市内の中小企業者等で組織する組合、または組合員のかた

青森県・青森市連携融資制度

※青森県特別保証融資制度の一部について、市が信用保証料の補給を行います。

★ 「青森新時代」への架け橋資金

創業、事業承継、新商品等開発・新分野進出、DX、GX、SDGsに関する取組に資金を要するかた

★ 経営安定化サポート資金

売上高の減少や災害等により経営の安定に支障が生じているかた

★ 事業活動応援資金

運転資金等、一般的な事業資金を要するかた

取扱金融機関

[融資のお申し込みは取扱金融機関へ！](#)



地場産業振興資金

青森みちのく銀行、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、七十七銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

協同組合等振興資金

商工組合中央金庫

青森県・青森市
連携融資制度共通

青森みちのく銀行、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、七十七銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会、東北銀行、みずほ銀行、東奥信用金庫、あすか信用組合



利用条件

- ✓ 法人：市内に法人登記をしていること ※NPO法人を含む
- ✓ 個人：市内に住所を有すること
- ✓ 市税に未納の額がないこと
- ✓ 各制度ごとに定められた対象条件に該当すること



予算の範囲内で実施するため、申請状況により年度途中で取扱いができなくなる場合があります。

保証人を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分については、補助対象外です。

制度名		融資対象		
地場産業振興資金		1年以上同一の事業を営んでおり、事業に必要な設備資金（土地建物の取得・建築費（改修・工事含む））、機械設備、備品、車両等の取得・更新費等の調達を図るかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
設備	2,000万円	15年以内（据置3年以内）	1.8%以内	市が半額補助

制度名		融資対象		
協同組合等振興資金		市内の中小企業者等で組織する組合または組合員のかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	
運転・設備	組合:1億円 組合員:5,000万円	運転：10年以内 設備：12年以内 (据置は商工組合中央金庫が認めた期間)	商工組合中央金庫の 所定利率から0.3% 引き下げた利率	

制度名		融資対象		
「青森新時代」への 架け橋資金 ※1		市内で創業し、「中小企業者として創業する事業（創業後5年未満の中小企業者を含む。）」に該当する融資を受けたかた ※市内で営業する店舗等が対象		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転・設備 ※2	1,000万円	10年以内（据置2年以内） ※3	1.7%以内 ※4, ※5	県・市が全額補助 (県30%、市70%)

制度名		融資対象		
「青森新時代」への 架け橋資金 ※1		【特別枠】次の取組に該当する融資を受けたかた 「新商品等の開発・新分野進出を図る取組」 「DX推進・生産性向上を図る取組」 「GXを推進する取組」 「SDGsの達成に資する取組」		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転・設備	2,000万円	10年以内（据置2年以内）	1.7%以内 ※5, ※6	県・市が全額補助 ※7 (県30%、市70%)

制度名		融資対象		
「青森新時代」への 架け橋資金		「事業承継枠」に該当する融資を受けたかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転・設備	2,000万円	10年以内（据置2年以内）	2.2%以内 ※8	市が全額補助 ※9

制度名		融資対象		
経営安定化サポート資金		「経営安定枠」に該当する融資を受けたかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転	2,000万円	10年以内（据置2年以内）	1.8%以内 ※8	市が全額補助

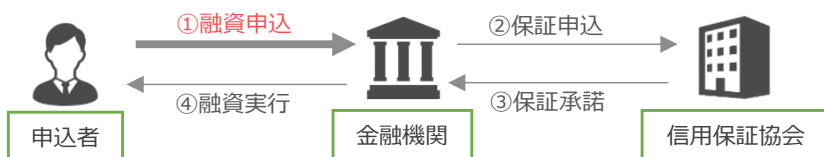
制度名		融資対象		
経営安定化サポート資金		「災害枠」に該当する融資を受けたかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転・設備	2,000万円	10年以内（据置2年以内）	融資期間3年以内:1.6% 融資期間3年超 :1.8% ※8	市が全額補助

制度名		融資対象		
事業活動応援資金		「事業活動枠」に該当する融資を受けたかた		
資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料
運転・設備	2,000万円	10年以内（据置2年以内）	2.1%（変動利率） ※8	市が30%補助

- ※1 補助対象となる太陽光発電設備は自家消費を目的として導入されるものに限られます。
- ※2 一部要件を満たす場合、借換資金としての利用が可能です。
- ※3 創業枠における借換資金、スタートアップ創出枠の場合は据置1年以内です。
- ※4 女性、U I Jターンによる創業の場合は年1.5%
あおりスタートアップセンター（通称「あおスタ」）を利用した場合は年1.6%
三者連携協定に関する融資については、年1.6%です。
- ※5 ※6 くるみん認定企業の場合は、年1.5%です。
- ※7 くるみん認定企業及びそれに準ずる事業者、または「あおり若着サポート企業」の登録を合計3回以上行っている事業者の場合、県・市が全額補給（県50%、市50%）です。
- ※8 金融機関に対し経営状況を定期報告することを条件に、融資利率がさらに年0.5%軽減される「経営力向上割引」が利用可能です。
- ※9 事業承継特別保証を利用し、かつ、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合及び経営承継借換関連保証を利用した場合は、県・市が全額補給（県30%、市70%）です。

ご利用方法

お手続きの流れ



※融資の実施に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会がそれぞれ審査を行います。
※協同組合等振興資金は、②及び③の手続きはありません。

お申込先

各制度取扱金融機関へ

お問い合わせ先

青森市経済部経済政策課
☎017-734-2402
青森市新町一丁目3番7号
駅前庁舎3階